

処 分 基 準

平成10年4月15日作成

法	令	名：道路交通法
根	拠	条 項：第 6 6 条の 2 第 1 項
処	分	の 概 要：過労運転に係る指示
原	権	者（委任先）：佐賀県公安委員会
法	令	の 定 め：
処	分	基 準：「過労運転を防止するため必要な運行管理を行っている」と認められないとき」とは、車両使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・ 同一の車両について過労運転行為が反復して行われている場合 ・ 同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転行為が行われている場合 ・ 使用者が過労運転行為を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問	い	合 わ せ 先：警察本部交通部交通指導課企画指導係 (電話 0952-24-1111 内5124)
備	考	：令和元年12月 3 日改訂